

U・J・I ターン就業者家賃補助のお知らせ

小千谷市定住促進事業家賃補助金

小千谷市では定住促進を図ることを目的として、家賃を【月額上限2万円/最大24月】補助しています。(補助を受けるには一定の条件が必要です。)

■補助対象者(次の①から④の全てを満たす就業者の方)

- ①年齢が55歳以下で、小千谷市に転入した日から6か月以内に申請される方
 - ②定住誓約書の提出ができる方
 - ③地域で常用雇用労働者として就業される方(個人事業主と就農者も含む)
 - ④転入後、市税を滞納せずに納付される方(市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など)
- ※地域とは、小千谷市以外を含みます。
- ※常用雇用労働者とは、正社員又は短時間正社員の方をいいます。
- ※個人事業主とは、開業の届出により就業される方です。
- ※就農者とは、もっぱら農業で生計を維持することを目的に就農される方です。
- ※派遣社員・パートタイマー・アルバイト等の方は対象となりません。
- ※公務員又は就業状況等で定住しないことが明らかであると判断される方は対象となりません。

■対象住宅

市内における民間の借家、アパート等
※社宅や社員寮又は雇用促進住宅等の公共的な住宅は除きます。

■補助金額

支払った家賃の月額(共益費を除く)と、当該借家等に付属する駐車場の使用料との合計金額の3分の1以内の額(20,000円を上限、千円未満切捨て)を補助します。

■交付期間

交付決定の翌月から24月を限度とします。(毎年度ごとの申請が必要です。)

■申請方法

補助の対象となる方は、住民登録をした日から6ヶ月以内に申請書を建設課に提出してください。申請書類は建設課にあります。

【添付書類】 ①賃貸借契約書の写し ②履歴書(卒業証明でも可) ③誓約書
※ただし、予算枠に達した時点で申し込みを締め切ります。

■支払方法

半年分を1回として、年2回支払います。支払いに際しては、家賃等の支払いを証明する書類(領収書等)を添えて、請求書を提出いただきます。

※支払時期: 10月(前期分: 4月~9月分)、翌年4月(後期分: 10月~翌年3月分)

ただし、初回は申請書提出の翌月分からを補助対象とします。

お問い合わせ先 / 小千谷市建設課 建築住宅係

TEL: 0258-83-3514

FAX: 0258-83-2789

e-mail: kensetu-kj@city.ojiya.niigata.jp